

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会会議録  
目 次

第 1 号（11月19日）

招集告示	2
議事日程	3
本日の会議に付した事件	3
出席議員	3
欠席議員	3
説明のための出席者	3
構成市職員出席者	4
事務局職員出席者	4
開会の宣告	5
諸般の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
管理者招集挨拶	6
議案第1号	7
議案第2号	15
議案第3号	15
閉会の宣告	17

◎ 招 集 告 知

柏、白、鎌環組第203号  
令和6年11月8日

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会議員 各位

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会  
議 長 伊 藤 仁

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の招集に  
ついて（通知）

本日、管理者から令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を招集する  
告示をした旨の通知がありましたので、告示の写し等を送付します。

なお、当日は、午後3時00分までに議場に参集願います。



◎ 招 集 告 示

柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合告示第7号

令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を次のとおり招集する。

期 日 令和6年11月19日  
場 所 柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
アクアセンターあじさい2階会議室

令和6年11月8日  
柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合  
管 理 者 芝 田 裕 美

# 令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会

令和6年11月19日(火)

午後3時開会

## 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名  
日程第2 会期の決定  
日程第3 議案第1号 指定管理者の指定について  
日程第4 議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算(第3号)  
日程第5 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議について
- 

## 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

## 出席議員(12名)

1番	寺本真理	議員	2番	徳本光香	議員
3番	村越誠	議員	4番	後関俊一	議員
5番	広沢修司	議員	6番	鈴木清丞	議員
7番	森谷宏	議員	8番	平田新子	議員
9番	円谷憲人	議員	10番	小易和彦	議員
11番	伊藤仁	議員	12番	塚本竜太郎	議員

## 欠席議員(なし)

---

## 説明のための出席者

管 理 者	芝田裕美君
副 管 理 者	太田和美君
副 管 理 者	笠井喜久雄君
会 計 管 理 者	佐藤太郎君
事 務 局 長	中川聡君
事 務 局 次 長	野澤孝夫君
総 務 課 長	國松悟史君

あじさい所長	野澤孝夫君
しらさぎ所長	栗原稔君
周辺整備室長	立原二郎君

---

構成市職員出席者

柏市廃棄物政策課長	村松宏樹
白井市環境課長	鈴木陽介
鎌ヶ谷市クリーン推進課長	高野章

---

事務局職員出席者

総務課長補佐	沼中裕一郎
総務課庶務係長	篠宮武

午後 3時00分 開 会

◎開会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 皆様、本日はご多忙の中ご参集いただき、大変ご苦労さまです。

ただいまの出席議員は12名であります。定足数に達しておりますので、令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を開会いたします。

これより本日の会議を開きます。議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

本定例会に提出されました案件は、議案第1号 指定管理者の指定について、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合同規約の変更に関する協議について、以上3件であります。配付漏れがないか、お調べ願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

---

◎諸般の報告

○議長（伊藤 仁議員） 日程に先立ち、諸般の報告をいたします。

地方自治法第180条第1項の規定による専決処分の報告については、お手元に配付してありますのでご了承願います。

次に、本定例会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧にしてお手元に配付してありますので、ご了承願います。

以上で報告を終わります。

---

◎会議録署名議員の指名

○議長（伊藤 仁議員） 日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第84条の規定により、2番、徳本光香議員、3番、村越誠議員を指名いたします。

---

◎会期の決定

○議長（伊藤 仁議員） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は本日1日としたいと思います。これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（伊藤 仁議員） ご異議なしと認めます。

よって、本定例会の会期は本日1日と決定いたしました。

---

### ◎管理者招集挨拶

○議長（伊藤 仁議員） それでは、ここで管理者から招集のご挨拶をお願いいたします。  
管理者。

○管理者（芝田裕美君） 令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員の皆様におかれましては、当組合の重要案件につきましてご審議いただくためご出席を賜り、厚く御礼申し上げます。

今定例会におきましてご審議いただきます案件は、議案3件でございます。これら議案の説明に先立ちまして、諸般の報告をさせていただきます。

初めに、アクアセンターあじさい及びクリーンセンターしらさぎの操業状況につきましてご報告申し上げます。アクアセンターあじさいにおける今年度上半期のし尿及び浄化槽汚泥搬入量の状況につきましては、し尿及び浄化槽汚泥の合計で1万4,620.23トンになります。前年同期と比べまして、し尿は59.62トン、率にして3.11%の減、浄化槽汚泥は481.74トン、率にして3.92%の増となり、全体として422.12トン、率にして2.97%の増であります。また、施設からの放流水やばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であります。

次に、クリーンセンターしらさぎにおける今年度上半期のごみ搬入量の状況につきましては、柏市と鎌ヶ谷市の合計で2万2,623.83トンになります。前年同期と比べまして19.65トン、率にして0.09%の増であります。また、同施設のばい煙の測定分析結果につきましては、法的規制値及び自主規制値以下であり、安定操業に努めております。

次に、さわやかプラザ軽井沢の今年度上半期の入館状況につきましては、総入館者数は13万4,235人で、前年同期と比べまして1万8,625人、率にして16.11%の増であります。引き続き、より多くの方に安心してご利用いただけるよう努めてまいります。

それでは、今回上程いたしました議案につきましてご説明申し上げます。

初めに、議案第1号 指定管理者の指定につきましては、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めようとするものでございます。

次に、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）につきましては、第1表、債務負担行為として、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について期間及び限度額を設定しようとするものでございます。

次に、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議につきましては、布施学校組合が令和7年3月31日をもって解散することにより、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更することについて、関係地方公共団体と協議しようとするものでござい

す。

以上がこのたび提案いたしました議案の概要でございますが、詳しくは後ほど担当よりご説明いたしますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

---

◎議案第1号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第3、議案第1号 指定管理者の指定についてを議題といたします。提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号 指定管理者の指定についてご説明申し上げます。

議案第1号を御覧ください。本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理者につきまして、地方自治法第244条の2第6項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、内容につきましてご説明申し上げます。

1の指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称は、さわやかプラザ軽井沢でございます。

2の指定管理者となる団体は、シンコースポーツグループです。代表団体は、シンコースポーツ株式会社、構成団体はシンコーファシリティーズ株式会社の2団体で構成されております。

3の指定の期間でございますが、令和7年4月1日から令和12年3月31日までの5年間でございます。

なお、本案の参考資料といたしまして、指定管理者候補者の概要及び指定管理者候補者選定委員会の開催状況等を添付させていただいております。

以上で議案第1号 指定管理者の指定についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） これより質疑を行います。

開始に当たり、議長からお願い申し上げます。発言者におかれましては、議案質疑は3問制で行います。答弁者におかれましては、的確、簡明な答弁に努められますようお願いいたします。

事前に通告のありました鈴木議員、徳本議員について質疑を認めます。

初めに、鈴木議員の質疑を認めます。

鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） それでは、議案第1号に関する質問をさせていただきます。

まず1点目、現場説明会には3団体に参加されましたが、実際の申請団体は1団体でありました。

そのことの理由及び複数団体にするためにどのような施策を取ったのか、ご説明をお願いいたします。

2点目、千葉県内のさわやかプラザ軽井沢と同様な施設の指定管理者にはどのような団体があるのか、お示してください。

3点目、指定管理料7億150万円であります、前契約期間の指定管理料と比べての妥当性について、お示してください。

4点目、令和5年度の決算額人件費と令和7年度の予算額人件費を比べますと、常勤人件費が減少し、非常勤人件費が増額し、総額としては減少する傾向となっておりますが、令和8年度以降は増額しています。人件費の増額は必要と考えますが、令和7年度の予算額の信憑性はどうか、お示してください。

5点目、利益還元（余剰金処理）につきまして、令和5年度では177万1,830円発生しておりますが、備品購入等の提案はなく、その全額の10%の17万7,183円が戻入れられておりますが、その金額の妥当性についてどのように考えているのか、お示してください。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは、5点ございました。

初めに、現場説明会に参加した団体のうち、申請団体が1団体であったこと理由及び複数団体にするために行った施策についてでございますが、次期指定管理者の募集に当たり、複数団体の応募を受けるため、公募の周知方法として本組合のホームページ、構成市への広報掲載及び幅広く応募者を募るため、全国の指定管理者情報をインターネット上に掲載している民間サイトへの掲載を実施したところでございます。そのような中、3団体に募集要項を配付し、現場説明会に参加いただきましたが、結果として1団体の申請であったところでございます。組合としましては、幅広く団体が参加する機会に努めたところでございますが、応募する団体において募集要項や現場説明会を通じて経営理念や事業戦略などの観点より応募がなかったものと考えております。なお、今後は他の同様施設における公募方法など調査研究することで、さらなる事業者の参画拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目は、千葉県内の類似施設における指定管理者について、どのような団体があるのかでございました。千葉県内の各自治体に確認しましたところ、廃棄物処理施設に伴う余熱利用の類似施設は12施設でございました。そのうち指定管理者制度による運営は10施設が行ってございました。なお、指定管理者となっている10施設につきましては、民間事業者8団体、公益法人2団体でございました。

また、民間事業者の業種につきましては、いずれもスポーツ関係や施設管理関係などの事業者でございました。

次に、3点目は、指定管理料7億150万円の現指定管理料と比べての妥当性についてでございました。提案された指定管理料につきましては、現在の指定管理料より増額されております。指定管理者の選定に当たり、人件費や物価上昇等を見込んだ指定管理期間中の指定管理料想定額を本組合が作成し、



比較したところ、事業者の提案された指定管理料は指定管理料想定額を下回っており、かつ、その他の経費につきましても施設の運営状況や今後の施策の内容等を踏まえたものとなっていることから、妥当であるものと判断いたしました。

次に、4点目は、提案されている年度間の人件費の増減における令和7年度予算の信憑性についてでございます。令和5年度は常勤職員として5名配置しておりましたが、今回の提案では令和7年度以降は施設運営の合理化を図ることなどの提案により4名体制で運営することから、令和7年度の常勤人件費は令和5年度と比較し減額となっており、令和7年度予算にも反映されているところでございます。なお、令和8年度以降の人件費の増額につきましては、今後の賃金上昇などを加味している提案となっております。

次に、5点目、利益還元の妥当性についてでございます。基本協定では、余剰金が発生した場合は施設の備品購入費、設備投資または地球温暖化対策費に充当し、充当後なお残額が発生した場合には、その残額の100分の10に相当する金額を本組合に納入することとなっております。施設運営に有益な備品購入等につきましては、令和5年度においては必要となる備品購入等の事案を確認できなかったことから、余剰金177万1,830円の100分の10に相当する17万7,183円の納入を受けることが妥当と判断したところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 第2問させていただきます。

申請されなかった2団体に対して、申請しなかった理由を確認しなかったのでしょうか、その点をお聞かせください。

2点目、当施設と同様な施設への指定管理者が民間事業者8団体、公益法人2団体と答弁がされましたが、それらの団体に今回の指定管理者への応募をするべく、どのような施策を取ったのか。また、応募しなかった理由を確認したのか、お聞かせください。

3点目、備品購入等の事案を確認できなかったとありますが、地球温暖化対策を含めて駐車場の照明等を太陽光発電システムで賄うなどの考えはなかったのか、お示しください。

お願いいたします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） ご質問は3点ございました。

初めに、申請されなかった2団体に対する申請しなかった理由の確認についてお答えいたします。

申請されなかった2団体に対しては、事業者の新たな人材確保や採算性など、経営的な判断がなされたと考え、申請されなかった理由の確認は行っておりません。なお、今後は多様な提案による競争性を高めるため、申請のない事業者に対する不申請理由の把握も含め、事業者の参画拡大に必要とさ

れる取組につきまして、調査研究をしてみたいです。

次に、2点目の県内の同様施設の指定管理者事業者へ応募を促す施策及び応募されない理由の確認についてお答えいたします。県内の指定管理者事業者に対して、今回、本組合施設指定管理者への応募依頼などは特に行っておりません。本組合としまして、次期指定管理者の応募に当たり、本組合ホームページ、構成市の広報紙及び全国の指定管理者情報をインターネット上に掲載している民間サイトへ掲載を実施したことにより、幅広く公募を行ったものと認識しておりました。なお、申請には至りませんでした。県内の指定管理者事業者のうち1団体につきまして募集要項を配付し、現場説明会への参加をいただいたところでございます。しかしながら、今後は多様な提案による競争性を高めるため、他の同様施設における公募方法など調査研究することで、さらなる応募の増加を図ってまいりたいと考えております。

次に、3点目の備品購入等の事案を確認できなかったとあるが、地球温暖化対策を含めて駐車場等の照明等を太陽光発電システムで賄う等の考えはなかったかについてお答えいたします。利益還元につきましては、指定管理者業務の収支が確定する年度末の対応となるため、駐車場照明等の太陽光発電システムの導入効果の検討や採用などの考えに至りませんでした。今後につきましては、年度末の収支の見込みや収支状況を的確に把握し、事前に対応を準備するなど検討してまいります。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 鈴木議員。

○6番（鈴木清丞議員） 3問目の質問ではございませんが、今答弁いただいた内容で考えますと、入札が1社しかなかったということに対しては、まだまだ十分な施策が取られていなかったと思います。そういう意味では、1番の議案第1号 指定管理者の指定については、反対というよりは賛成できないという立場を表明しておきたいと思っております。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で鈴木議員の質疑を終結いたします。

次に、徳本議員について質疑を認めます。

徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 議案第1号 指定管理者の指定について、まず1回目8問の質問をいたします。

1問目、指定管理者募集要項の配布と現場説明会への参加団体数は3団体でしたが、申請は現在の指定管理者である1社のみでした。2社が申請しなかった理由は、先ほどの質問と重なりはしますが、重要だと思っておりますので、お答えをお願いします。

2つ目、現在委託している会社の評価得点の値として、第1次審査の69%というのは最低評価基準値60%の840点と比べますと966点ということです。第2次審査は、基準値は60%、これは960点ですが、この会社の点数は71.88%、1,150点、これは十分な数値だと考えていますか。

3、シンコースポーツグループは、これまで当施設について行った利用者アンケート結果を基に、どのような改善を行ってきたのでしょうか。

4、事業者が出したシン・さわやかプラザ軽井沢の3つの基本方針のうち、現在の運営状況と比較して特にどの点を評価していますか。

5、職員数における指定管理者の地元雇用割合はどのくらいでしょうか。

6、利用者や職員からの苦情処理を行う第三者委員会は今までありましたか。

7、事業者からの提案概要に、利用料金設定金額の維持と業務の効率化、これは人件費の適正化とありました。これが上げられておりますが、利用料を上げずに人件費を抑えることを意味していると取れます。具体的にどのように実行すると説明がありましたか。

8、選定委員より事業者へ、どのような要望や意見が出ましたか。

お願いします。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第1号のご質疑についてお答えいたします。お尋ねは8点ございました。

初めに、募集要項等の配布及び現場説明会の参加は3団体でしたが、そのうち2団体が申請しなかった理由についてでございますが、事業者団体におきましては、募集要項や現場説明会を通じて現状のさわやかプラザ軽井沢の運営状況の確認を行い、採算性などを考慮して事業者として応募を行うかどうか判断されるものと認識しておりますが、申請されなかった団体につきましては、経営理念や事業戦略などから総合的に判断し、申請を見送られたものと考えております。なお、当組合におきましても同様施設における公募方法など調査研究し、さらなる企業の参画拡大を図ってまいりたいと考えております。

次に、2点目は、第1次及び第2次審査の評価得点が十分であるかについてでございます。指定管理者候補者選定基準につきましては、施設の平等利用性、効用の発揮、経費の縮減、物的要件など、各項目に基づき配点を行ったものでございます。施設の運営方針を軸とする効用の発揮等を重点においた配点となっており、書類審査やプレゼンテーションによる聞き取りの中で、有識者や利用者の方を中心とする選定委員が評価された得点でございますので、妥当性のある数値であると考えております。

次に、3点目は、これまで指定管理者が行った利用者アンケートを受けての改善についてでございます。主な改善内容としましては、身障者の利用料金を半額とし、母親等の異性の介添えが必要となる身障者プール利用者の更衣スペースの提供、トレーニングルーム利用者からの声を受け、ホームページ上で混雑状況が確認できるシステムを導入したことなどが上げられます。

次に、4点目は、事業者が提案したシン・さわやかプラザ軽井沢の基本方針についての現在の運営

状況と比較して評価できる点についてでございました。提案されたシン・さわやかプラザ軽井沢のテーマとして、3つの「シン」をキーワードに基本方針が示されており、1つ目が親しまれるさわやかプラザ軽井沢、2つ目が信頼されるさわやかプラザ軽井沢、3つ目が進化するさわやかプラザ軽井沢でございます。これら3つの基本方針につきまして、現在の運営状況との比較におきましては、親しまれるさわやかプラザ軽井沢では満足度や利便性が高いサービス提供として、AIを活用した健康相談会の実施や世代に合わせた教室の展開などの取組。信頼されるさわやかプラザ軽井沢では、施設へのご意見等に対するアンサー掲示版の設置や安心、安全な施設運営として安全管理の構築を目的とする危機管理委員会の整備などの取組。進化するさわやかプラザ軽井沢では、会員券の電子化や飲食店のリニューアル、ミーティングルームの床を改修して新たな教室を展開するなどの取組、それぞれが現指定管理業務と比較し評価したところでございます。

次に、5点目は、職員数における指定管理者の地元雇用割合についてでございました。現指定管理者の従業員数は、49名となりますが、そのうち構成市内在住者を40名雇用しており、約8割の方を採用しております。

次に、6点目は、利用者などからの苦情処理を行う第三者委員会についてでございました。今回の提案を含め、これまでも苦情処理を行う第三者委員会の設置はございませんが、提案では利用者などからの苦情への対応につきましては、ホームページやお便り箱、利用者アンケートや運営協議会などにより、利用者のご意見やご要望等の把握に努め、積極的に利用者とのコミュニケーションを図り、これまで同様指定管理者と当組合が連携して対応してまいります。

次に、7点目は、事業者の提案における利用料金設定金額の維持と業務の効率化（人件費の適正化）についての具体策はどのように説明されているかでございました。申請者からは、人件費や物価高騰がある中においても利用料金額は維持し、飲食店リニューアル等の新たなサービス向上事業や各種教室事業の拡大、改善等による新規利用者の獲得とリピーター確保により収入増を図っていく内容の提案を受けております。また、業務の効率化につきましても最低賃金を上回る金額を保持しながら安全管理体制を確保し、繁忙期や閑散期等の状況に合わせた人員配置をすることにより、効率化を図っていくとの提案を受けております。

次に、8点目は、選定委員より事業者へ、どのような要望や意見が出されたかでございました。選定委員会は、さわやかプラザ軽井沢の設置目的が廃棄物処理施設の設置に伴う地域のイメージ向上を目的に設置された施設であることを認識した取組や利用者が安心、安全に施設を利用するための取組、コロナ禍のような感染症拡大などの有事の際の対応などについて、しっかりと取り組むようご要望やご意見等が出されていたところでございます。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） では、2問目の質問をさせていただきます。今のご回答で大分改善されて

いること、工夫されていることなども分かったのですが、もう少し詳しくお聞きしたいこともあります。2問目は5点お聞きします。

これも重なりますが、1問目、当組合において同様施設における公募方法など、さらなる調査研究を行うということです。先ほども全国の事業者が見てもらえるようなところに募集をかけたという工夫はお聞きしたのですが、やはり今回2社が降りたということも大きく参考にできていると思っています。

この申請しなかった2社にその理由をお聞きになったのでしょうか。

2つ目、経験のある会社ですが、70点前後という点数は素人ながらに低いのではと感じたのですが、通常このくらいで十分とみなすものなのでしょうか。

3つ目、今後まだ利用者アンケートで要望があったことについて改善を期待できそうなことはあるのでしょうか。

4点目、AIを活用した健康相談会、また飲食店のリニューアル、ミーティングルームの床を改修しての新たな教室とは具体的にはどのような内容でしょうか。これは資料請求したところ、こんな感じですが、やっぱり具体的なことというのは全部黒塗りだったので、もう少し詳しくお聞きしたいと思って質問します。

5問目です。第三者からの評価の目を設けるとよいと思いますが、検討はされたのでしょうか。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 答弁を求めます。

周辺整備室長。

○周辺整備室長（立原二郎君） ご質問は5点ございました。

初めに、1点目の公募方法などについて、さらなる調査研究を行うとのことでしたが、申請しなかった理由を確認したかについてでございました。申請されなかった2団体に対して、当組合から申請を見送った理由などは、確認は事業者の経営事情をしんしゃくして行っておりません。

次に、2点目の指定管理業務の経験を有する団体の評価点数が満点の70%前後で十分と見なせるかについてお答えいたします。指定管理者候補者選定基準に定める最低評価基準の60%は、この基準を超える評価得点を得られる団体であれば、さわやかプラザ軽井沢の指定管理業務を十分に行える事業者と評価できる数値として設定されたものでございます。また、指定管理者候補者選定委員により評価する視点や角度などにも違いがございますことから、その比較は難しいと思われま。このようなことから、今回の審査における評価得点につきましては、最低評価基準を超えておりますので、評価できる数字であると考えております。

次に、3点目の今後の利用者アンケートで改善が期待できそうなことはあるかについてお答えいたします。利用者アンケートでの要望事項については、子育て世代の利用者からキッズスペースの設置やフリーWi-Fiの導入などがあり、要望に応えられますよう検討していると伺っております。これまでも利用者からの要望等につきましては、可能な限り対応してきたところでございますが、新たな

要望やご意見をいただいた際には、指定管理者と協調し改善に努めてまいりたいと考えております。

次に、4点目、AIを活用した健康相談会、飲食店のリニューアル、ミーティングルームの床を改修しての新たな教室の具体的な内容でございますが、AIを活用した健康相談会につきましては、AI技術の姿勢改善アプリ等を用いて、利用者の運動や食生活をサポートする健康相談会でございます。

飲食店のリニューアルにつきましては、軽食系、健康志向系、お子様ランチ等メニューに一新するものでございます。ミーティングルームの床を改修しての新たな教室につきましては、現在ミーティングルームのタイルカーペット敷きの床から運動しやすいフローリングの床に改修することにより、これまで展開が難しかったハードな有酸素系プログラムの教室や道具を使用した子供運動教室など展開しようとするものでございます。

次に、5点目、第三者委員会の設置について検討されたかについてお答えいたします。これまで利用者などの苦情等に対しては、指定管理者と当組合とで連携して対応できておりましたことから、検討は行っておりません。第三者委員会につきましては、さらなる施設運営の向上の手段の一つとして、その必要性も含め他市における第三者委員会の設置状況等を確認してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（伊藤 仁議員） 徳本議員。

○2番（徳本光香議員） 私も、3問目の質問はないのですが、意見を申し述べて終わりたいと思います。実は、昨日の通告締切りまでに賛否を決められておりませんで、討論の通告はしたのですが、ルール上ちょっと討論はできませんので、今のご回答に対して意見を言います。

まずは、地元雇用率などはもう80%を超えていて、とてもありがたいなというふうに思っていることと、またやはり今お任せしている事業者ということで、アンケートを基にして新たに今後も改善してくれる点も多いということは感謝したいと思えますし、期待できるところだと思っております。ただ、やはり競争になっていないということ、ほかの事業者との比較ができる入札になっていないということが私とても引っかかっておりまして、私は白井市議なので白井からの目線となりますが、やはり参加している印西クリーンセンターの組合議会や過去に工事などでも談合が疑われるような入札もありました。また、こういう疑いを払拭するためにもやはりちゃんと比較して、ここが一番いいのだというところを選べるとよりよいというふうに考えておりますので、先ほどの議員さんと同様に賛成はできないなというふうに思っております。

以上です。

○議長（伊藤 仁議員） 以上で徳本議員の質疑を終結いたします。

議案第1号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。議案第1号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立多数です。

よって、議案第1号 指定管理者の指定については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第2号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第4、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案第2号を御覧ください。本案は、さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について、地方自治法第214条の規定により債務負担行為を設定しようとするものでございます。

それでは、1ページをお開きください。第1表、債務負担行為を御覧ください。さわやかプラザ軽井沢の指定管理料について、令和7年度から令和11年度までの5年間の指定管理料の限度額として7億150万円の債務負担行為を設定しようとするものでございます。

次に、2ページをお開きください。さわやかプラザ軽井沢の指定管理料の財源につきましては、全て一般財源とするものでございます。

以上で議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）の説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第2号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りします。議案第2号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立多数でございます。

よって、議案第2号 令和6年度柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合一般会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

---

### ◎議案第3号

○議長（伊藤 仁議員） 日程第5、議案第3号 千葉縣市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉縣市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

事務局長。

○事務局長（中川 聡君） 議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についてご説明申し上げます。

議案第3号を御覧ください。本案は、令和7年3月31日をもって布施学校組合が解散することに伴い、千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関することについて、関係地方公共団体と協議するに当たり、地方自治法第290条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

初めに、規約変更を行うに至った経緯でございますが、布施学校組合立布施小学校が令和7年3月31日をもって閉校することとなったため、当学校を運営する布施学校組合を地方自治法第288条の規定に基づき、構成団体のいすみ市及び御宿町が協議し、解散するものでございます。

それでは、今回の変更につきましてご説明申し上げます。議案及び新旧対照表を御覧ください。

別表第1中、「印旛利根川水防事務組合、布施学校組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に改め、別表第2第3条第1項第1号に掲げる事務の項中、「印旛利根川水防事務組合、布施学校組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第3号に掲げる事務の項中、「印旛利根川水防事務組合、布施学校組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」に、第3条第1項第4号に掲げる事務の項中、「鋸南町、布施学校組合」を「鋸南町」に、第3条第1項第11号に掲げる事務の項中、「印旛利根川水防事務組合、布施学校組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」を「印旛利根川水防事務組合、匝瑳市ほか二町環境衛生組合」へ改めようとするものでございます。

最後に、附則で、規約の施行日を令和7年4月1日とするものでございます。

以上で議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議についての説明を終わります。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（伊藤 仁議員） 質疑については、通告がありませんでしたので、質疑を終結いたします。

議案第3号については、討論の通告がありませんでしたので、討論を終結いたします。

これより採決いたします。

お諮りいたします。議案第3号を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（伊藤 仁議員） 起立全員でございます。

よって、議案第3号 千葉県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び千葉県市町村総合事務組合規約の変更に関する協議については、原案のとおり可決することに決定いたしました。



---

◎閉会の宣告

○議長（伊藤 仁議員） 以上をもちまして本定例会に付議された案件は全て終了いたしました。  
これをもちまして、令和6年柏・白井・鎌ヶ谷環境衛生組合議会11月定例会を閉会いたします。  
慎重審議大変ご苦労さまでした。  
以上をもちまして本日の会議を終了いたします。ご苦労さまでした。

午後 3時51分 閉 会